

事業者の皆様へ

事業系ごみの 分け方・出し方 ガイドブック

分ければ資源 混ぜればごみ

このガイドブックは、事業所から出る事業系ごみの分別と処理について解説しています。富良野市の廃棄物（ごみ）の適正な処理と減量及びリサイクルにご協力とご理解をお願いします。



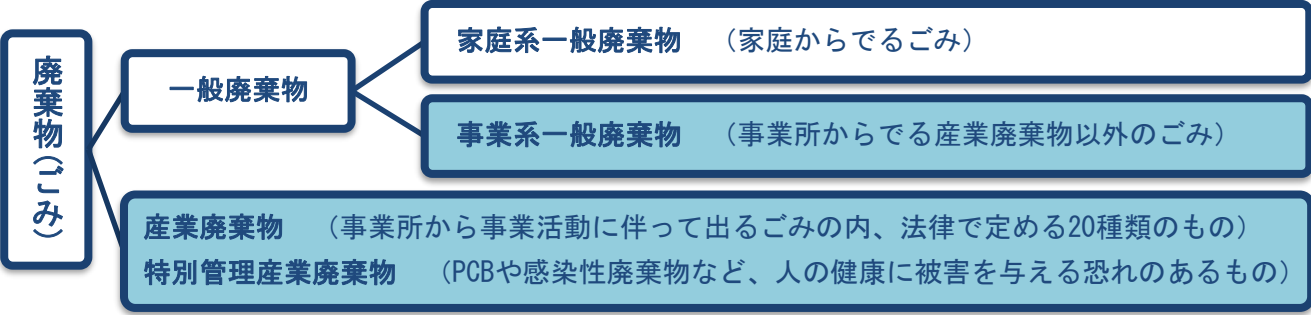
富 良 野 市
令和4年2月

事業所(会社)からでる「ごみ」の処理方法は、家庭からでるごみとは異なります！

事業所からでる「ごみ」は家庭からでるごみとは異なり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）」によって、家庭からでるごみと同じものでも処理方法が異なります。

例えば、家庭からでる電気製品ごみは「ごみ処理券」を購入して処分しますが、事業所からでる電気製品ごみは産業廃棄物として、許可を受けた処理業者へ処理を依頼することになります。

廃棄物処理法では、家庭からでるごみを「家庭系一般廃棄物」、事業所からでるごみを「産業廃棄物」、「事業系一般廃棄物」と区分しています。



 部分が事業系ごみです。

廃棄物(ごみ)とは何？

基本定義…廃棄物とは「不要物」であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったもの（その物の性状や取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘定し、判断されます）

産業廃棄物とは？（主に工場や店舗・作業現場で発生する廃棄物が該当します。）

産業廃棄物とは、事業所から事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に定められた20種類の廃棄物が対象となっていますが、種類によっては業種が限定されています。

■ 産業廃棄物の種類 ■

種類	内 容	種類	内 容
燃え殻	石炭がら等の焼却灰	がれき類	工作物の除去によって生じるコンクリート、レンガ
汚泥	排水処理の汚泥、製造工程からの汚泥	ばいじん	集じん施設によって集められた灰
廃油	動植物油、潤滑油、洗浄用油	紙くず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等からでる紙くず
廃酸	硫酸、塩酸等の酸性廃油	木くず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業等からでる木くず
廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液等のアルカリ性廃液	繊維くず	建設業、繊維工場からでる天然繊維くず
廃プラスチック	合成ゴムくずなどの合成高分子系化合物	動植物性残渣	食品製造業等の食品製造過程からでる不要物
ゴムくず	天然ゴムくず	動物性固形不要物	と畜場、食鳥処理場からでる骨、肉等の不要物
金属くず	鉄くず、アルミ等の非鉄くず	家畜ふん尿	畜産農場からでる動物のふん尿
ガラス・コンクリート及び陶磁器	ガラスくず、陶磁器くず 製造過程で生じるコンクリートくず	家畜死体	畜産農場からでる動物の死体
鉱さい	高炉、電気炉の残さい、不良鉱石	その他	上記のものを処分するために処理したものでこれらに該当しないもの

( 業種が限定)

◆産業廃棄物の処理については、許可を受けた処理業者へ処理を依頼してください◆

事業系一般廃棄物とは？（主に事務業務で発生する廃棄物が該当します。）

事業所からの廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物が対象となります。

例として、紙くず等の事務業務からでたものや従業員の昼食などの食べ残し・容器が対象となり、分別は家庭と同じ分別区部になります。分別については、「ごみの分け方・出し方ガイドブック」を確認してください。

■ 事業系一般廃棄物の基本的な分別区分 ■

種類	内 容	種類	内 容
生ごみ	従業員の弁当などの食べ残し・飲食店の料理くず	固形燃料ごみ	紙くず、衣類、事業活動を伴わない容器包装リサイクル法対象以外のプラスチック
プラスチック類	容器包装リサイクル法対象のプラスチック類 ※従業員の飲食等により発生したものに限る	ペットボトル	容器包装リサイクル法対象のペットボトル ※従業員の飲食等により発生したもの
空き缶	飲料用や缶詰等のスチール・アルミ缶	金属類	飲料水の金属キャップ
空きびん	ガラス製の飲料びん、調味料びん等	陶磁器・ガラス	従業員が使用していた湯呑みなど
新聞・雑誌	新聞・雑誌	ダンボール	容器包装リサイクル法対象のダンボール
枝・草類	雑草や剪定枝	乾電池・蛍光管	産業廃棄物として処理
衛生用品	紙おむつ・生理用ナプキン	灰	敷地内の清掃時に生じた土砂
動物死体	市に問い合わせ	粗大ごみ (大型ごみ・電気製品)	木製品以外は、産業廃棄物として処理
処理困難物	産業廃棄物として処理	家電リサイクル法対象品	対象品購入店または許可業者に処理を依頼

（指定された袋での排出品目）

※医療機関から排出される感染性の廃棄物は市の施設では処理できません。専門の処理業者に依頼してください。

事業所ごみの処理責任は、事業者にあります！

廃棄物処理法第3条に、事業者の責務として以下のとおり定められています。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

また、富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にも、様々な規定が定められています。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、分別排出及び廃棄物の適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市が処理する事業所ごみ）

第13条 市のごみ処理施設で処理できる事業所ごみは、規則に定める事業所ごみの分別区分によるものとする。

2 前項の規定により事業所ごみを処理しようとする者は、自らの責任において運搬及び排出するものとする。

3 市長は、前2項の規定により事業所ごみを処理しようとする者について、当該事業所ごみを運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

事業活動とは、店舗、事業所、工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院、学校、官公庁などの公共サービスを行っている事業所も含まれます。また、農業、酪農、商店などの個人事業主の方も対象になります。

■ 事業所ごみの処理方法 ■

事業所からでる「ごみ」は資源回収ステーションに出せません！

ただし、店舗併用住宅等で1回の排出量が少量であると共に、予め町内会と資源回収ステーション利用についての合意形成が図られている場合は、この限りではありません。

1. 廃棄物を正しく分別する。

廃棄物が生じた場合は、正しく分別することが大切です。分別を徹底することは「ごみの減量・再資源化」などの処理効率も期待できます。

はじめに、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分け、それぞれに区分に沿った正しい分別を行ってください。

2. 廃棄物を正しく運搬・処分する。

廃棄物を出す場合は、事業者自らの責任で処理（収集運搬・処分）をしていただきますが、処理方法には二つの方法があります。ただし、一般廃棄物の量や性状等により富良野市が処理方法を指示することがあります。

(1) 許可業者に収集運搬を依頼する方法

① 産業廃棄物

産業廃棄物の収集運搬を依頼する場合は、事前に産業廃棄物の許可をもつ収集運搬業者及び処分業者と書面による委託契約を結ぶ必要があります。

② 事業系一般廃棄物（許可業者は環境課までお問い合わせください）

事業系一般廃棄物の収集運搬を依頼する場合は、富良野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。

また、民間施設で一般廃棄物を処分する場合は、富良野市一般廃棄物処分業許可業者であることを確認してください。

(2) 処理施設に直接搬入する方法

① 産業廃棄物

産業廃棄物を直接搬入する場合は、事前に産業廃棄物の許可をもつ処分業者と書面による委託契約を結ぶ必要があります。また、運搬時には必要な書類（マニフェスト）等の携帯、産業廃棄物の運搬車の表示などの様々な基準があります。

② 事業系一般廃棄物（指定袋の使用等、決められた排出方法で搬入してください）

事業系一般廃棄物を直接搬入する場合は、分別区分ごとに受け入れ施設が異なります。受け入れ先の詳細については、次のページを確認してください。また、搬入する際は各施設に事前連絡が必要になりますが、搬入量等の事情により直接搬入が出来ない場合がありますので、その際は富良野市の許可業者へ委託してください。

【注意点】

- ・ 富良野市内で発生した一般廃棄物を他市町村で処理することが原則できません。
- ・ 処理を他人に依頼する場合は、必ず必要な許可をもった業者に依頼してください。（罰則有）

■ 事業系一般廃棄物受け入れ施設一覧 ■

廃棄物の区分	施設名	住所	連絡先	注意点
生ごみ	富良野広域連合 環境衛生センター	字上五区	22-4376	水切りネットやアルミホイルなど生ごみ 以外は入れないでください。
固形燃料ごみ	富良野市 リサイクルセンター	字山部西 20 線 21 番地	42-2102	量が多い場合は搬入日を指定する場 合があります。
プラスチック類	富良野市 リサイクルセンター	字山部西 20 線 21 番地	42-2102	産業廃棄物はいれなくてください。
ペットボトル	富良野市 リサイクルセンター	字山部西 20 線 21 番地	42-2102	
空きびん	富良野市 リサイクルセンター	字山部西 20 線 21 番地	42-2102	事業活動を伴わないものが対象。 産業廃棄物はいれなくてください。
陶磁器 ガラス	富良野市 リサイクルセンター	字山部西 20 線 21 番地	42-2102	事業活動を伴わないものが対象。 産業廃棄物はいれなくてください。
衛生用品	【許可業者】 北清ふらの(株)	字学田三区	22-5066	
空き缶	富良野市 リサイクルセンター 【許可業者】 アートクリーン(有) 北清ふらの(株)	字山部西 20 線 21 番地 字上五区 字学田三区	42-2102 23-1221 22-5066	搬入量が少量(指定袋 5 袋以内)の場 合は富良野市リサイクルセンターでの 受入ができます。
金属類	富良野市 リサイクルセンター 【許可業者】 アートクリーン(有) 北清ふらの(株)	字山部西 20 線 21 番地 字上五区 字学田三区	42-2102 23-1221 22-5066	・搬入量が少量(指定袋 5 袋以内)の場 合は富良野市リサイクルセンターでの 受入ができます。 ・事業活動が伴わないものが対象にな ります。
新聞・雑誌 ダンボール類	富良野市 リサイクルセンター 【古紙回収業者】 アートクリーン(有) 田中容器(有)	字山部西 20 線 21 番地 字上五区 栄町 11 番 16 号	42-2102 23-1221 22-2313	・禁忌品(回収できないもの)の紙くず は固形燃料ごみになります。 ・可能な限り古紙回収業者を利用してく ださい。
枝草類	【許可業者】 富桑工業(株) 北清ふらの(株)	春日町 8 番 1 号 字学田三区	22-2522 22-5066	排出方法については、許可業者に確認 してください。

(指定袋での排出品目)

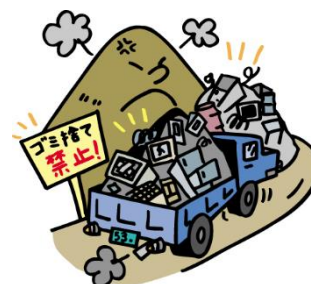
※直接搬入する際に、予め各施設に連絡を行ってから搬入してください。

※リサイクルセンター受入品目のうち「プラスチック・ペットボトル・空きびん」については、搬入の頻度や数量によりリサイクルセンター施設運営に支障が生じると判断した場合、以降の受入をお断りする場合があります。その際は、富良野市一般廃棄物収集運搬許可業者との委託契約を行ってください。

■ 廃棄物の不適正処理は絶対にやめましょう！ ■

● 不法投棄・野外焼却

ごみの投棄・野外焼却は禁止されています。
(ただし、野外焼却には法令による一部例外があります)



廃棄物の投棄・違法焼却禁止違反の罰則（法人）

5年以下の懲役、3億円以下の罰金、又はこの併科

(法人は実行者のほか、その法人も罰則の対象になります。)

※具体例 自己所有の土地に穴を掘り、廃棄物を埋める。(不法投棄)

産業廃棄物やテレビ等の資源回収ステーション排出禁止物を排出する。(不法投棄)

屋外でドラム缶や簡易焼却炉を使い廃棄物を焼却する。(野外焼却)

● 委託基準違反

廃棄物の処理を他人に依頼する場合は、廃棄物の種類・区分に該当する許可を受けた業者に委託しなければいけません。(産業廃棄物の場合は、予め書面による委託契約が必要です。)



委託基準違反の罰則（無許可業者に委託した場合）

5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

● 無許可営業

許可を受けずに一般廃棄物や産業廃棄物の収集運搬又は処分を業（仕事）として行ってはけません。許可なく他人の廃棄物処理を引き受けることは絶対にしないでください。

無許可営業の罰則

5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科

■ 廃棄物処理に関する問合せ先 ■

区分		問合せ先	電話番号
産業廃棄物について		北海道上川総合振興局環境生活課	(0166)46-5921
事業系一般廃棄物	ごみの分別・処分について	富良野市市民生活部環境課	39-2308
	廃棄物処理施設への搬入について	富良野市リサイクルセンター	42-2102
	生ごみ搬入について	富良野広域連合環境衛生センター	22-4376
	収集運搬・処分業許可について	富良野市市民生活部環境課	39-2308
	家電リサイクル法対象品の処分について	富良野地区清掃事業協同組合	23-3939
	浄化槽・し尿の汲取りにについて	富良野浄化工業(株)	22-4744
		(株)ふらの衛生社	42-2396
		(株)西塚清掃社(浄化槽のみ)	45-2312
	施設見学について	富良野市リサイクルセンター	42-2102